

同意（誓約）書（硫黄島以外）

国の慰霊巡拝の参加に当たり、以下の事項について同意（誓約）します。

1. 個人行動の制限

国の慰霊巡拝は団体行動が基本原則となり、個人行動は制限されます。そのため、全日程に参加していただくとともに、慰霊巡拝の期間中は国の指定した宿泊先（結団式当日の前泊を含みます。）に宿泊していただきます。また、食事についても、アレルギー等特段の事情がない限り、巡拝団全員で同じ食事を召し上がっていただきます。

2. 補助金の支給

参加に係る費用のうち、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）」に基づいて算出された以下の合計額の 3 分の 1（※）が補助金として支給されます。

- ・外国旅費のうち航空賃・鉄道賃・宿泊費・宿泊手当・渡航雑費等
- ・居住地都道府県の県庁所在地から出発地までの往復の内国旅費（結団式当日の宿泊料・宿泊手当を含みます。）

（※）今回のご旅行にかかる実費額の 3 分の 1 ではありません。

当該補助金は、公募により選定した民間団体を通じて、手配旅行業者に支払われますので、補助金相当額を差し引いた金額が、旅行経費として手配旅行業者からみなさまに請求されます。

なお、遺族代表の方には補助金の支給がありますが、同行する介助者に対しては補助金の支給はありません。

3. 日程変更等に伴う追加費用等の発生

予期せぬ航空会社の運行スケジュールの変更や相手国の事情等により、日程を変更する場合や慰霊巡拝を中止する場合があります。それに伴い、追加費用やキャンセル料が発生する場合があります。

令和 年 月 日

氏名

（以下は、参加者が未成年（満 18 歳未満）の場合に、親権者が記載してください。）

同意書

以下の参加者が慰霊巡拝に参加することに同意します。

令和 年 月 日

参加者氏名

親権者氏名

同意（誓約）書（硫黄島）

国の慰霊巡拝の参加に当たり、以下の事項について同意（誓約）します。

1. 個人行動の制限

国の慰霊巡拝は団体行動が基本原則となり、個人行動は制限されます。そのため、全日程に参加していただくとともに、慰霊巡拝の期間中は国の指定した宿泊先（結団式当日の前泊を含みます。）に宿泊していただきます。また、食事についても、アレルギー等特段の事情がない限り、巡拝団全員で同じ食事を召し上がっていただきます。

2. 補助金の支給

参加に係る費用のうち、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）」に基づいて算出された以下の合計額の 3 分の 1（※）が補助金として支給されます。

- ・居住地都道府県の県庁所在地から出発地までの往復の内国旅費（結団式当日の宿泊料・宿泊手当を含みます。）

（※）今回のご旅行にかかる実費額の 3 分の 1 ではありません。

当該補助金は、公募により選定した民間団体を通じて、手配旅行業者に支払われますので、補助金相当額を差し引いた金額が、旅行経費として手配旅行業者からみなさまに請求されます。

なお、遺族代表の方には補助金の支給がありますが、同行する介助者に対しては補助金の支給はありません。

3. 日程変更等に伴う追加費用等の発生

急な自然災害や航空会社の機材トラブル等により、やむを得ず日程を変更する場合や慰霊巡拝を中止する場合があります。それに伴い、追加費用やキャンセル料が発生する場合があります。

令和 年 月 日

氏名

（以下は、参加者が未成年（満 18 歳未満）の場合に、親権者が記載してください。）

同意書

以下の参加者が慰霊巡拝に参加することに同意します。

令和 年 月 日

参加者氏名

親権者氏名